

介護認定審査会の簡素化要件の見直しについて

1 介護認定審査会の簡素化について

国において、平成 30 年 4 月 1 日以降の要介護認定制度について、次の（１）から（６）の全ての要件に合致する認定申請について、介護保険法に定める要介護認定の規定を踏まえつつ、認定調査票及び主治医意見書に基づくコンピュータ判定結果を審査判定結果とみなす、介護認定審査会の簡素化が可能とされた。

- （１）審査対象者が第 1 号被保険者（65 歳以上）であること（第 2 号被保険者は除外）
- （２）要介護（要支援）更新申請であること（新規、区分変更申請（要支援者新規申請含む）は除外）
- （３）コンピュータ判定における要介護度が、現在の要介護度（前回の認定結果）と一致していること。
- （４）前回の審査結果の認定有効期間が 12 か月以上であること。
- （５）コンピュータ判定における要介護度が「要支援 2」又は「要介護 1」である場合は、状態の安定性判定ロジックの判定結果が「安定」であること。
- （６）コンピュータ判定における要介護認定等基準時間が次のいずれ※にも含まれないこと
（基準時間が重度化へ上がる「キワ」の者は除外）

※「非該当」から「要支援 1」へ上がるキワの「22 分以上 25 分未満」

「要支援 1」から「要支援 2・要介護 1」へ上がるキワの「29 分以上 32 分未満」

「要支援 2・要介護 1」から「要介護 2」へ上がるキワの「47 分以上 50 分未満」

「要介護 2」から「要介護 3」へ上がるキワの「67 分以上 70 分未満」

「要介護 3」から「要介護 4」へ上がるキワの「87 分以上 90 分未満」

「要介護 4」から「要介護 5」へ上がるキワの「107 分以上 110 分未満」

2 堺市介護認定審査会の簡素化の状況について

（1）平成 30 年 12 月～ 認定審査会の簡素化開始

- ・簡素化除外要件を下記 4 項目設定。

国の簡素化条件に該当する申請者のうち、除外項目に該当しない申請者を簡素化の対象へ

- ① コンピュータ判定における要介護認定等基準時間が、32 分以上 50 分未満で、要介護度が要支援 2 又は要介護 1 である者
- ② 認定調査において、認定調査員が基本調査の選択肢の判断に迷った調査項目が確認された者
- ③ 前回の申請区分が、新規申請又は区分変更申請（要支援者にかかる要介護新規申請を含む。）であった者
- ④ 前回の申請区分が、要介護更新申請又は要支援更新申請で、審査結果の認定有効期間が原則の有効期間であった者

- ・認定有効期間は、前回付した有効期間と同じ月数とする。

（2）令和 2 年 3 月～ 簡素化要件の一部見直し

- ・堺市独自の簡素化除外要件 4 項目を 2 項目に見直し

- ① コンピュータ判定における要介護認定等基準時間が、32 分以上 50 分未満で、要介護度が要支援 2 又は要介護 1 である者

- ②認定調査において、認定調査員が基本調査の選択肢の判断に迷った調査項目が確認された者
- ・認定有効期間は、一律 36 か月に変更
- ・簡素化判定の審査会資料は部会より、主治医意見書提示の要請があれば、提示する

3 堺市独自簡素化除外要件(①コンピュータ判定における要介護認定等基準時間が 32 分以上 50 分未満で要介護度が要支援 2 又は要介護 1 である者)の分析について

堺市独自要件 (①コンピュータ判定における要介護認定等基準時間が、32 分以上 50 分未満で、要介護度が要支援 2 又は要介護 1 である者) に該当したことより、簡素化対象から除外された認定申請について、審査会での審査判定を行った結果と当該認定者の一次判定結果の比較を行った。

一次判定結果「要支援 2」「要介護 1」のうち、以下の者 (H31・R1 年度、R4 年度データ参照)

一次判定結果	状態の安定性 ロジック	審査判定結果	状態像	比率※	認定有効期間 48 か月
要支援 2	安定	要支援 2	(安定) ー	96.7%	76.7%(R4)
要支援 2	安定	要介護 1	(安定) 認知機能低下	2.1%	ー
要支援 2	安定	要介護 1	(不安定) 状態不安定	1.1%	ー
要介護 1	安定	要支援 2	(安定) ー	1.65%	ー
要介護 1	安定	要介護 1	(安定) 認知機能低下	96.7%	76.8%(R4)
要介護 1	安定	要介護 1	(不安定) 状態不安定	0.82%	ー

※一次判定結果全体に対する審査判定結果の比率

【分析結果】

- ⇒ 通常の審査会による判定約 97%が一次判定と同じ
- ⇒ 認定有効期間は審査会による判定の約 77%が 48 か月の期間を設定

4 堺市独自簡素化除外要件の見直しについて

現在、堺市の介護認定審査において、国から示された簡素化条件に加え、①②の二つの簡素化除外要件を設定し、実施しているが、3 の分析結果から、通常の審査会による判定の約 97%が一次判定と同じ結果となっていること、また、平成 30 年度からの簡素化導入後、簡素化対象案件の通常審査部会への振替件数や、結果通知後の区分変更申請状況等の動向確認から、現在の要件での安定性を確認できていることから、国の簡素化要件に準じ、①の簡素化除外要件について見直しを行うもの。

【見直し内容】

- 簡素化対象から除外する堺市独自項目のうち、「①コンピュータ判定における要介護認定等基準時間が、32 分以上 50 分未満で、要介護度が要支援 2 又は要介護 1 である者」について、除外項目から外し、簡素化対象とする。
- 簡素化対象における認定有効期間「36 か月」を「48 か月」とする。

※実施時期：令和 5 年 9 月 1 日以降の審査判定分から実施